

隠岐広域連合消防本部
通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム
機器更新事業要求水準書

令和5年度

隠岐広域連合消防本部

目次

第1章 総 則	- 3 -
第1 適用範囲	- 3 -
第2 システムの定義	- 3 -
第3 設計方針	- 3 -
第4 システムの型式	- 3 -
第5 法令の遵守	- 4 -
第6 手続き	- 4 -
第7 NTT専用線等の料金	- 4 -
第8 検査基準	- 4 -
第9 提出書類	- 4 -
第10 保証期間	- 5 -
第11 疑義	- 5 -
第12 特許及び実用新案	- 5 -
第13 秘密の保持	- 5 -
第14 納期	- 5 -
第15 仕様変更	- 5 -
第16 運用指導	- 5 -
第17 その他	- 5 -
第2章 システムの概要	- 7 -
第1 機器等	- 7 -
第2 使用条件に対する性能	- 7 -
第3 使用部品規格	- 7 -
第4 品質保証	- 7 -
第5 システムの基本事項	- 8 -
第6 ネットワーク構成	- 8 -
第7 システムの機器構成	- 8 -
第3章 各装置別仕様	- 11 -
第1 指令装置	- 11 -
第2 表示盤	- 14 -
第3 指令電送装置	- 15 -
第4 災害状況等自動案内装置	- 15 -
第5 音声合成装置	- 15 -
第6 出動車両運用管理装置	- 16 -
第7 災害弱者用受信設備	- 17 -
第8 システム監視装置	- 17 -
第9 電源設備	- 18 -
第10 統合型位置情報通知装置	- 18 -
第11 消防業務支援システム	- 19 -

第1 2 防災無線等集中制御装置	- 21 -
第1 3 電話交換設備	- 22 -
第1 4 消防救急デジタル無線システム	- 22 -
第1 5 駆込み通報用電話	- 24 -
第1 6 署所監視カメラ	- 24 -
第1 7 予備品・付属品	- 24 -
第4章 業務付帯仕様	- 26 -
第1 適用範囲	- 26 -
第2 業務範囲	- 26 -
第3 適用規格	- 26 -
第4 作業	- 26 -
第5 保護及び危険防止等	- 26 -
第6 仮設及び移設	- 26 -
第7 屋内作業	- 27 -
第8 屋外作業	- 27 -
第9 機器据付	- 27 -
第1 0 配線作業	- 27 -
第1 1 撤去作業	- 27 -
第1 2 構築期間中の運用影響	- 27 -
第1 3 報告及び記録	- 27 -
第5章 保 守	- 28 -
第1 適用範囲	- 28 -
第2 基本事項	- 28 -
第3 要件	- 28 -
第6章 検 査	- 29 -
第1 検査	- 29 -

第1章 総 則

第1 適用範囲

本要求水準書は、隠岐広域連合消防本部（以下「発注者」という。）が設置する高機能消防指令システムおよび消防救急デジタル無線システム（以下「システム」という。）の構築に適用し、発注者が要求する製造及びシステム構築に付随する業務に関する基本仕様を示すものである。

この要求水準書は、発注者が要求する最低水準の仕様を定めたものであり、特定メーカー機器の仕様を指定するものではない。各メーカーのシステムにより機器構成や機能の相違は、同等以上の提案により評価するものとし、明記されていない事項であっても本事業の目的達成に必要な設備、装置、機器等又は製造、システム構築に当然必要なものは、受注者の責任において全て完備するものとする。

1 設置場所

(1) 主要施設の設置場所は、次の通りとする。

ア 隠岐広域連合消防本部 隠岐郡隠岐の島町平440番地1

(2) 署所端末装置及び指令情報出力装置の設置場所は、次の通りとする。

ア 隠岐島消防署 隠岐郡隠岐の島町平440番地1

イ 隠岐島消防署島前分署 隠岐郡西ノ島町大字浦郷1379番地（新庁舎）

ウ 隠岐島消防署海士出張所 隠岐郡海士町大字海士1089番地8（新庁舎）

エ 隠岐島消防署知夫出張所 隠岐郡知夫村1561番地15

※島前分署及び海士出張所についてはR7年度完成予定の新庁舎に設置するものとする。

(3) 無線装置の設置場所は次の通りとする。

ア 隠岐中継局 隠岐郡隠岐の島町那久大曲り1678-4

イ 大峰中継局 隠岐郡隠岐の島町西村大峯902

ウ 深山中継局 隠岐郡隠岐の島町大久股谷1

エ 焼火中継局 隠岐郡西ノ島町大字美田字焼火山1298-4

オ 黎明基地局 隠岐郡隠岐の島町卯敷アゴ越4

第2 システムの定義

本システムは、発注者の中枢機構部門の役割を果たすものであり、火災・救急等をはじめとする各種消防業務における通信指令体制を迅速、かつ的確に処理して消防活動の効果的運用を図り、被害を最小限にとどめることにより、住民の生命・財産を保護し福祉の増進に寄与することを目的として設置するものであり、119番通報の受付、火災・救急・救助等の出動指令、車両運用管理等の救急業務の効率的運用、各種消防業務に関する情報処理及び消防車・救急車等との無線情報通信等を一括して、円滑、能率的に行い得る機能を有するものとする。

第3 設計方針

消防事務の予防情報、危険物情報及び警防本部システム、市町村防災部門などの外部機関情報との連携が可能なよう設計を考慮すること。

FAX等からの119番受付が可能なようIT技術に対応した設計を考慮すること。

IP回線及び無線のデジタル化・共通仕様書に対応した設計を考慮すること。

第4 システムの型式

本システムは総務省消防庁の定める消防防災施設整備費補助金交付要綱の離島型の機能仕様（装

置の統合化・仮想化を推進すること)を満たしかつ本要求水準書の機能を有すること。また緊急消防援助隊の応援・受援活動を想定した機能を有すること。

第5 法令の遵守

本事業の実施にあたっては、次の関連法令等を遵守するものとし、最新版を参照すること。

- 1 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
- 2 電波法(昭和25年法律第131号)
- 3 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67条)
- 4 緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等のに関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線に関わるものの仕様を定める件(平成21年6月4日消防庁告示第13条)
- 5 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52条)
- 6 有線電気通信法(昭和28年法律第96号)及び同法関係規則
- 7 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)
- 8 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- 9 建設業法(昭和24年法律第100号)
- 10 消防法(昭和23年法律第186号)
- 11 電気用品安全法(昭和36年法律第186号)
- 12 気象業務法(昭和27年法律第165号)
- 13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)
- 14 労働基準法(昭和22年法律第49条)
- 15 労働安全衛生法(昭和47年法律第57条)
- 16 隠岐広域連合が定める関係条例等
- 17 その他関係法令等

第6 手続き

製造及び設置工事等に必要の関係機関(中国総合通信局(以下、「総合通信局」という。)、西日本電信電話株式会社(以下「NTT」という。)、電力会社等)に対する諸手続き及び手数料等の費用は、受注者が負担し、迅速かつ確実に処理しなければならない。

なお、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく、その旨を監督職員に申し出て協議するものとする。

第7 NTT専用線等の料金

システムの設置に係る専用サービスの新設時費用(契約費用含む)は、受注者の負担とする。また、システムの工期内(発注者の検査合格引渡までの間)における回線使用料は、受注者において負担するものとする。

第8 検査基準

本システムは電気通信事業法及び電波法等の関係法令に基づく検査に合格し、かつ発注者の完成検査に合格したものでなければならない。

第9 提出書類

システムの受注者が契約又は納入に際して発注者に提出する資料は、次の通りとする。

なお、提出部数については発注者の指示に従うこと。

- 1 工程表

- 2 契約時提出図書
- 3 設計承認図
- 4 施工関係図書
- 5 試験成績書

第10 保証期間

完成検査後1年以内に明らかに設計製作の不備、納入の欠陥不良などに起因する故障および破損に対して受注者は無償で修理または交換するものとする。

また、前期間を過ぎた後においても、受注者の責任によるものと明らかに認められるものは、無償にて修理等を行うものとする。

第11 疑義

本要求水準書の解釈について、疑義または規定のない事項が生じた場合は、当本部と協議して解決するものとする。本要求水準書に関する訴訟等は当本部所在地の地域を管轄する地方裁判所とする。

第12 特許及び実用新案

本要求水準書に基づき製作設置する機器及びソフトウェアに関する特許及び実用新案については、受注者において責任を持つものとする。

第13 秘密の保持

システムを構築する上で提示された各種のデータは、情報の秘密の保持の観点から外部に漏れることのないよう万全を期すこと。

第14 納期

本事業は令和6年度から令和8年度の3ヶ年の一括契約で納期は次のとおりとする。

- 1 消防デジタル無線システム 令和7年3月31日
- 2 高機能消防指令システム 令和8年9月30日

第15 仕様変更

契約後、受注者の事情により使用内容に変更が生じた場合、その変更内容を明らかに本要求水準書の示す機能以上と認められる場合に限り、発注者の承認後変更することができるものとする。

- 1 契約時提出図書
- 2 承認図
- 3 施工関係図書
- 4 完成図書

第16 運用指導

受注者はシステムの運用開始に際しては、責任をもって関係職員に対し取扱い及び運用に係る研修を実施するものとし、当該研修等に係る費用は受注者の負担とする。

第17 その他

- 1 要求水準書に記載されているシステムにおいて必要とされるソフトウェアの調達費用は、受注者の負担で行うものとする。

- 2 最先端の技術を駆使した設計のもので、将来の技術革新に準拠した機能向上に対応できる構造であること。
- 3 システムの切替えに際しては事前に発注者と十分協議し、万全の準備の上、迅速、的確に行うこと。

第2章 システムの概要

第1 機器等

- 1 機器の筐体等は、次を原則とする。
 - (1) 材質は金属製及び合成樹脂製とする。
 - (2) 金属製筐体の表面は、焼付塗装とする。
 - (3) シャーシその他の金属部は、防錆処理を施すものとする。
 - (4) 詳細仕様は提案によるものとする。
- 2 構成における情報系装置の基本仕様は、以下を共通仕様として定める。
 - (1) サーバ装置
 - ア OS Windows Server2022 以上
 - イ CPU インテル Xeon と同等以上
 - ウ 記憶装置 HDD
 - エ 記憶容量 300GB 以上(RAID は必須とし、冗長性を有する構成とすること。)
 - オ メモリ 8GB 以上
 - カ 24 時間モデル(PC メーカー推奨 5 年間以上の保守サービス付き)
 - (2) クライアント装置
 - ア OS Windows 11 以上
 - イ CPU インテル Core i5 と同等以上
 - ウ 記憶装置 SSD
 - エ 記憶容量 256GB 以上(RAID は必須とし、冗長性を有する構成とすること。)
 - オ メモリ 8GB 以上
 - カ 24 時間モデル

第2 使用条件に対する性能

- 1 システムの使用条件は、次によるものであること。
 - (1) 周囲温度 (室内) 5℃～35℃
 - (2) 周囲湿度 (室内) 20%～80%
 - (3) 連続動作 連続使用が可能であること。

第3 使用部品規格

システムの仕様条件は次によるものとする。

- 1 日本産業規格 (JIS)
- 2 日本電機工業会標準規格 (JEM)
- 3 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)
- 4 電気設備工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房営繕部監修)
- 5 電気設備基準
- 6 通信用部品は JIS 若しくは NTT 仕様品、またはそれ以上の性能を有する部品であること。

第4 品質保証

受注者は、本要求水準書の要求事項を満足させるために必要な品質管理体制を設定し、かつ維持しなければならない。

第5 システムの基本事項

システムは、消防、救急、救助活動において円滑かつ迅速な業務遂行が行えるよう、的確な出動指令と効率的な事案活動を行うための各種支援情報を提供し消防力の最大発揮を図るものであること。

また、各種災害の受付～指令業務及び無線交信等を効率よく行うために、各通信機器・情報機器により構成され、それらが総合的かつ有機的に連携し機能を実現するものであること。

第6 ネットワーク構成

- 1 指令室・本署・分署・各出張所に対して最も適したネットワークを構築すること。
- 2 自動出動指定装置、地図等検索装置、音声合成装置及び消防OAシステムは、相互に連携しデータの一元化を図ること。

第7 システムの機器構成

システムの機器構成は次のとおりとする。

No.	機 器 名	数量	概 略 仕 様
1	指令装置 (1)指令台 (2)自動出動指定装置 ア 制御処理装置 イ ディスプレイ (3)地図等検索装置 ア 地図等検索装置 イ 地図用ディスプレイ (4)長時間録音装置 (5)非常用指令設備 (6)指令制御装置 (7)携帯電話・IP電話受信転送装置 (8)プリンタ (9)カラープリンタ (10)スキャナ (11)署所端末 ア 署所端末装置 イ 無線バックアップ用受令機	2台 1式 2台 2台 2台 1台 1台 1式 1式 1台 1台 1台 4式 3式	3画面以上構成／1台 輻輳時1台2事案対応 タッチ式 タッチ式 指令制御装置同等 主要部二重化 各署所 分署、海士、知夫
2	表示盤 (1)車両運用表示盤 (2)支援情報表示盤 (3)多目的情報表示装置 (4)映像制御装置	1面 1面 3面 1式	50インチ以上 指令室 指令室 指令室、事務室、食堂
3	指令電送装置 (1)指令情報送信装置 (2)指令情報出力装置	1式 4式	各署所
4	災害状況等自動案内装置	1式	電話、ホームページ
5	音声合成装置	1式	

6	出動車両運用管理装置 (1)管理装置 (2)車両運用端末装置 (3)車外設定端末装置	1式 14式 8式	署所無線LAN装置を含む
7	災害弱者用受信設備	1式	
8	システム監視装置	1式	
9	電源設備 (1)無停電電源装置(本部用) (2)無停電電源装置(署所用) (3)直流電源装置(48V系)	1式 3式 1式	停電補償10分以上 停電補償10分以上 無線システム共用
10	統合型位置情報通知装置	1式	ルータ含む
11	消防業務支援システム (1)サーバ (2)端末装置 (3)プリンタ (4)スキャナ (5)ソフトウェア ア 火災統計システム イ 救急統計システム ウ 救助統計システム エ その他災害システム オ 危険物施設管理システム カ 防火対象物管理システム	1式 7台 4台 1台 7式 7式 7式 7式 7式 7式	Web方式 ノート型
12	防災無線等集中制御装置	1式	
13	電話交換設備 (1)交換機本体 (2)内線電話機	3式 46式	本部、分署、海士 本部30台、分署8台、海士8台
14	消防救急デジタル無線システム (1)無線回線制御装置 (2)管理監視制御装置 (3)遠隔制御装置 (4)ネットワーク機器 (5)基地局無線装置 (6)基地局用無線共用器 (7)車載無線装置 (8)携帯無線装置 (9)卓上型半固定移動局無線装置 (10)直流電源装置(48V系) (11)蓄電池設備	1式 1式 1式 1式 4式 5式 20台 24台 5式 4式 5式	共通波4波、活動波2波 本部、各基地局(黎明はNTT回線) 各基地局(黎明は活動波のみ) 各基地局 10W 5W 10W 大峰、深山、焼火、黎明 本部、大峰、深山、焼火、黎明
15	駆込み通報用電話	3式	分署、海士、知夫
16	署所監視カメラ (1)監視カメラ (2)制御処理装置	4式 1式	各署所

	(3)ディスプレイ	1式	
17	その他 (1)付属品・予備品	1式	

第3章 各装置別仕様

システムは前章で定めた装置群で構成されるもので、次の機能及び構造を備えるものであること。

本要求水準書構成に記載のない機器については既設流用とするが、特別な事情により更新が必要な場合については、認めることとする。

第1 指令装置

1 指令台

本装置は、119番通報の受付、災害通報の覚知、出動車両の自動隊編成、出動指令及び現場活動支援を統括する指令管制業務の主装置であり、操作性に優れ、迅速かつ正確に処理が行えるものであること。

指令台は台毎に、自動出動ディスプレイ、地図用ディスプレイ、支援情報ディスプレイ及び操作部等を装備し、事案輻輳時には各席2名、最大4名まで、通報受付や出動指令等の処理を行える機能を有すること。

(1) 機能仕様

- ア 119番回線受付処理機能
- イ 指令回線処理機能
- ウ 局線処理機能
- エ 専用線処理機能
- オ 内線処理機能
- カ デジタル無線装置制御機能
- キ 車両表示機能
- ク 110番転送受付機能
- ケ 録音機能
- コ 放送機能
- サ 非常受付機能
- シ 警報表示機能
- ス 他台連絡機能
- セ 他台モニタ機能
- ソ 輻輳機能

2 自動出動指定装置

本装置はシステムの自動化機能を制御するものであり、指令装置、表示盤、地図等検索装置及び車両動態管理装置等が接続できること。本装置は、地図等検索装置、支援情報表示装置とは独立した装置で構成し他装置が故障した際においても切替操作等することなく継続運用が行えること。

(1) 機能

- ア 事案処理
- イ 災害種別及び災害区分の決定
- ウ 災害地点の決定
- エ 災害出動隊の編成
- オ 出動指令
- カ 関連装置への指令
- キ 鎮火案内

受けることなく独立した運用が行えるものであること。

(1) 機能

- ア 収容回線種及び回線数の範囲で指令制御装置と同等の通信機能を有すること。
- イ 万が一、指令制御装置に異常が発生した場合、自動的に非常用指令設備に切り換わること。
- ウ 手動操作により非常用指令設備への切り換え処理が行えること。

6 指令制御装置

指令台の各操作機能を果たすために必要な指令制御装置は、堅牢かつ防塵対策の施された自立型キャビネットに収容されており、保守点検が容易な構造であること。将来の回線増設について柔軟な対応が図れるよう十分な配慮が成されていること。

(1) 機能

- ア 主要部を二重化して並列運用することにより、切替え不要の冗長化ができること。
- イ 通話呼が存在する状態で、主要部で障害が発生しても、通話呼を継続できること。
- ウ 障害発生時には指令台ディスプレイにて障害発生箇所の確認ができること。
- エ 電波時計にて自動的に時刻を補正し各機器の時刻を補正できること。

7 携帯電話・IP電話受信転送装置

本装置は、携帯電話119番通報及びIP電話119番通報を緊急通報呼用回線で受信可能とし、携帯電話119番通報の転送及び転送受信ができるものであって、119番通報呼の転送と同時に発信者番号、電話事業者コード等を転送及び転送受信する能力を備えること。

(1) 機能

- ア 発信者番号強制取得機能
- イ 電話事業者自動表示機能

8 プリンタ

システムのネットワークに接続され、災害事案処理の記録等の印字出力を行えること。

9 カラープリンタ

システムのネットワークに接続され、地図等検索装置等の記録の印字出力が行えること。

10 スキャナ

データ修正装置に接続され、地図データ及び支援図面の入力を行えること。

11 署所端末装置

(1) 本装置は各署所に設置し、指令台からの各種指令の受令を行えること。また、車両の運用状況についても設定入力が行えること。受令機能はトーン指令、指令放送のいずれにも自動的に受令可能であること。指令回線の異常時に機能するバックアップ無線受令機能も備えること。

(2) 車庫に設置の電動オーバースライダー（以下「シャッター」という。）に対して、指令放送の連動制御が行えること。なお、本署は既設のシャッター、島前分署及び海士出張所は新庁舎に設置するシャッターとし、知夫出張所についてはシャッターを本事業で設置・施工し連動させること。

12 支援情報表示装置

本装置は、指令台に設置され、指令管制運用に必要な各種情報を任意に表示することができ、かつ自動出動指定装置及び地図検索装置と連携して、必要な各種支援情報を有効に表示できるものであること。本装置は、自動出動指定装置、地図等検索装置とは独立した装置で構成し他装置が故障した際においても切替操作等することなく継続運用が行えること。

(1) 機能

- ア 自動出動指定装置支援情報画面
- イ 地図等検索装置支援情報画面
- ウ 車両運用表示盤、支援情報表示盤、病院運用表示盤画面

- エ 進行事案一覧画面
- オ 掲示板機能
- 13 データ修正装置
 - 本装置は、各種データの修正に使用する汎用型のものであり、データの修正はオンラインにより容易にできること。また、自動出動指定装置及び地図等検索装置のデータを同時に修正できる一体型システムであること。
 - (1) 機能
 - ア 地点データの修正
 - イ 地図情報の修正
 - ウ 隊編成データ修正
 - エ 支援情報データ修正
 - オ その他データ修正
 - カ データ更新
 - キ 統計処理
 - ク 届出情報統計処理

第2 表示盤

本装置は、消防・救急受付指令業務に必要な車両運用状況等の各種情報を表示できるものであること。

1 車両運用表示盤

本装置は、50インチ以上の液晶ディスプレイとし指令業務に必要な車両運用状況を表示できること。また、表示内容はWeb端末としてPC端末においても表示確認ができること。

(1) 車両数 30車両以上

(2) 表示内容

- ア 所属署所名
- イ 車両名
- ウ 動態名
- エ 最新動態入力時刻
- オ 代車表示
- カ 現在位置表示
- キ 出向理由

2 支援情報表示盤

本装置は、50インチ以上の液晶ディスプレイとし災害件数、119番着信件数、消防救急受付、指令業務に必要な気象観測情報及び気象通報等が表示できること。

(1) 表示内容

- ア 年月日、曜日、時刻
- イ 災害受付件数
- ウ 気象通報（気象警報、気象注意報、天気等）

3 多目的情報表示装置

本装置は、50インチ以上の液晶ディスプレイとし多目的情報表示盤及び映像制御装置で構成され、消防救急業務に必要な各種支援情報を表示できること。

(1) 表示内容

- ア 各種ディスプレイ装置（DVI系）の画面表示ができること。
- イ TV、ビデオ等（HDMI系）の映像表示ができること。

4 映像制御装置

本装置は、多目的映像表示盤に対して、各種DVI系ディスプレイ及びHDMI系映像信号、各種音声を制御し、任意の画面及び映像を出力できること。また、各種表示装置及び映像ソースの選択は、指令台又は独立して設置した映像スイッチャーにおいて映像切り替えできること。

第3 指令電送装置

本装置は、出動指令操作と連動して自動出動指定装置からの出動指令情報及び地図等検索装置からの災害地点周辺地図を署所・消防車両等へ電送するための装置であること。

1 指令情報送信装置

- (1) 地図付きの指令書又は事案終了書印字出力できること。
- (2) 署所の指令情報出力装置に対して同報が可能であること。
- (3) 個別署所に対する出動指令情報を群別及び個別に電送できること。
- (4) 署所における出動隊に必要な複数の地図付指令書が同時に出力できること。
- (5) Eメール指令機能
- (6) 災害時要援護者への連絡

2 指令情報出力装置

本装置は、各署に設置され、指令時の地図が確認できること。また、地図表示機能は、通信指令室の地図等検索装置と同等の機能を有し、届出の入力、地図の印刷等が可能であること。

また、本装置の故障時においてもプリンタから印字できること。

- (1) 災害地点の地図画面を表示し、指令の内容の文字情報も表示できること。
- (2) 出動指令書、傷病者情報の再印字処理ができること。
- (3) 指令書、終了書等のプレビュー表示が行えること。
- (4) 通常時は地図等検索処理装置として、検索、印刷ができること。
- (5) 届出入力端末として使用でき、本部の届出情報を更新できること。
- (6) 車両動態情報、支援情報、進行事案情報、出退勤の表示が行えること。
- (7) 車両位置の表示が行えること。

第4 災害状況等自動案内装置

本装置は、地域住民からの災害・病院の問い合わせに対して、災害状況の案内ができること。

- 1 収容回線数は受信専用4回線以上とすること。
- 2 情報メッセージは、オンラインによる自動録音のほか、オフラインでも運用できること。
- 3 オンラインによる録音時間は、任意に時間設定ができること。
- 4 録音方式は、IC録音方式とする。
- 5 着信回数は日計、累計の件数が表示できること。
- 6 発注者のホームページに災害発生状況を掲載できること。

第5 音声合成装置

本装置は、自動出動指定装置と接続し、災害通報の覚知情報をもとに、災害種別・災害地点・出動車両等の情報を自動的に編集し、指令及び案内メッセージの音声合成ができること。本装置は他装置とは独立したものであること。

1 機能

- (1) 通報聴取中における音声合成出力機能
- (2) 異なる事案に対し、同時に音声合成指令が出力できる機能
- (3) 通信回線に応じた内容（異なる内容）で、同時に音声合成指令が出力できる機能

- (4) 音声合成データ編集機能
- (5) 順次指令装置連動機能
- (6) 災害状況等自動案内装置連動機能

第6 出動車両運用管理装置

本装置は、管理装置及び車両に設置する車両運用端末装置から構成され、車両運用端末装置から車両動態及び車両位置情報等を、公衆パケット通信網・無線LANを介して、管理装置に電送し自動出動指定装置及び車両運用表示盤に反映するものである。

1 管理装置

本装置は、車両運用端末装置からの車両動態情報及び車両位置情報を受信し、車両動態管理及び車両位置を把握してロケーション管理ができること。

- (1) 自動出動指定装置と連携し自動隊編成、出動指令に反映できること。
- (2) 自動出動ディスプレイや車両運用表示盤、署所端末装置等に車両動態を表示できること。
- (3) 車両運用端末装置より送られてくる動態信号についてアンサーバック通信できること。
- (4) 署所名、車両名等のデータは、自動出動指定装置と一元化し、同期されていること。
- (5) 自動出動指定装置等と時刻一元管理を行い、時刻補正が自動的にできること。
- (6) 車両運用端末装置に対して時間情報を付加した動態を伝送ができること。
- (7) 受信した車両位置について、自動出動指定装置及び地図等検索装置に反映できること。
- (8) 車両の位置情報を使用して、直近車両の自動隊編成ができること。
- (9) 指令台で代車設定（車両コードの臨時変更設定）ができること。

2 車両運用端末装置

(1) 端末装置

本装置は、車両動態の設定及び設定した車両動態情報を管理装置に送信できる装置であり、さらに道路地図、住宅地図の表示及びナビゲーションを一体化した装置であること。また、設定車両動態等の状態が確認できること。

- ア 管理装置より送られてきたアンサーバック信号を受信表示できること。
- イ 不感地帯などで伝送できなかった情報を再送信できるリトライ機能を有すること。
- ウ 出動指令表示機能
- エ 無線LANによる電送受令ができ、パケット通信料の低減が図れる仕組みであること。
- オ 修正地図や各種データ等のメンテナンスデータを反映できること。
- カ 指令情報の災害地点を目的地とした経路検索が自動でできること。また、目的地までの距離及び予定到着時刻を表示できること。
- キ 指令受信時は、自車位置と災害点を画面内に表示できること。
- ク 過去の事案履歴が確認できること。
- ケ 道路地図及び住宅地図を表示できること。
- コ 住所検索機能
- サ 電話番号検索機能
- シ 目標物検索機能（分類別）
- ス 緯度経度情報機能
- セ 病院情報機能
- ソ 自車位置表示／他車位置表示
- タ シンボル表示機能
- チ 支援情報機能
- ツ 水利予約機能

- テ 経路検索機能
- ト 自動出動指定装置から送信されたメッセージ文を表示できること。
- ナ 動態履歴・指令履歴・メッセージ履歴を保存・照会できること。
- ニ データ保守機能
- ヌ オンラインにより、シンボルマーク、支援情報、目標物検索情報、病院情報等を更新できること。なお、本部に有線LANで接続された確認用車両運用端末装置を1式設置し、修正の事前確認がおこなえること。
- ネ 傷病者情報入力機能
- ノ 車載端末で傷病者情報を入力でき、入力された情報は自動出動指定装置・消防OAシステムと連携し情報が反映されること。
- ハ 通行不可入力機能
- ヒ 車載端末より通行不可情報を簡単な操作で入力することで、以降迂回したルートにて経路検索ができること。
- フ 地点補正機能
災害地点が指令情報と違っていた場合は、車載端末より災害地点を補正して自動出動指定装置に送信できること。
- ヘ 機器構造
 - (ア) 各構成機器は、車両の振動等による影響を受けない消防用車載端末専用構造とし、記憶装置には駆動部を持たない半導体ディスクを採用すること。
 - (イ) 個人データ流出の危険性を排除するため、取り外しが容易にできないよう強固に取り付けられているものであること。
 - (ウ) 車外設定端末装置を接続できること。
 - (エ) 出動車両のエンジン始動により、高速で自動起動すること。

3 車外設定端末装置

車両運用端末装置の追加装置として、車両側面、後部座席等の位置に設定し、放水開始、放水停止等4項目以上の動態設定操作ができること。

- 1 車両の車外に取り付けられ、車外活動時に動態設定ができること。
- 2 特に防水対策を施した構造であること。

第7 災害弱者用受信設備

本設備は災害弱者向けにFAX119及びNET119で構成され、災害弱者等(聴覚障害者等)からの通報専用装置であること。

1 FAX119

本装置は、119番回線にFAX通報が入った場合に、FAX装置に接続しFAX転送ができること。

2 NET119

本装置は、受信装置、プリンタ及び着信表示灯で構成され、別途契約するNET119通報サービスに登録した利用者が、携帯電話のWeb機能を利用して行った緊急通報を受信でき、利用者の携帯電話がGPS機能対応の場合には、その位置情報も合わせて表示できること。

第8 システム監視装置

本装置は、本システムの運用状況を管理し、本システムの現在の運用状況及び障害発生時において、各装置名称並びに状況を表示できること。

1 機能

- (1) 稼動状況については、正常、異常が識別表示できること。

- (2) 32装置以上の表示ができること。
- (3) 検出した障害情報を履歴管理し、ディスプレイ、プリンタ等に一覧表示できること。
- (4) 接点信号によりLANを介さない機器の監視が可能なこと。

第9 電源設備

本システムに必要となる電源設備は、無停電電源装置（AC100V系）、直流電源装置（DC48V系）及び非常用発動発電機（署所用）等であり、各装置の電源を一元的に管理し、安全性を十分配慮した構造及び配置とすること。

1 機能、性能等

- (1) 供給電源は、負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量であること。
- (2) 供給電圧は、常に負荷側の動作電圧の変動許容範囲であること。
- (3) 停電時に給電の停止を避けるため、蓄電池等の容量は発動発電機の正常な運転の再開に必要な遅延時間以上、十分な時間を確保できること。

2 仕様

(1) 無停電電源装置

本設備は、自動出動指定装置の各装置のAC100Vで動作する各部（制御処理装置・LCD等）へ供給する安定化及び無停電化した電源装置であること。

- ア 出力電源容量 5KVA以上（本部用）、2KVA以上（署所用）
- イ 停電保証時間 10分間以上
- ウ 出力電圧 AC100V 1Φ

(2) 直流電源装置

本設備は、商用電源を、定電圧部(AVR)を通して整流器で直流に変換し、浮動充電方式の蓄電池と共に、システムの直流電源を必要とする機器に対して安定した直流電源を供給するものであり、運用性、保守性等を考慮して各装置の電源を一元的に管理できるように配慮した構造とすること。

- ア 入力電圧 AC100V 1Φ
- イ 停電保証時間 5時間以上
- ウ 出力電圧 DC-48V
- エ 構造 キュービクルタイプ・前面保守型

第10 統合型位置情報通知装置

本装置は、指令装置と接続してNTT固定電話及び携帯電話、IP電話からの119番通報において通報者の位置情報が特定できない場合に、通報地点の特定を目的とする指令台連動型であること。

1 位置情報受信機能

(1) 携帯電話による通報

携帯位置情報通知システムに接続している携帯通信事業者の位置通報サーバとIP-VPN網を介して接続でき、初期通知・任意送出及び指令台要求機能による位置情報の取得ができること。

(2) IP電話による通報

IP位置情報共通システムに接続しているIP電話事業者の位置通報サーバとIP-VPN網を介して接続でき、初期通知及び指令台要求機能による位置情報の取得ができること。

(3) NTT固定電話による通報

NTTの位置情報サーバとIP-VPN網を介して接続でき、指令台要求による位置情報（通

報者電話番号、住所コード及び氏名)の取得ができること。

(4) 本位置情報取得情報の履歴を取ることができ、必要に応じて出力できること。

第1 1 消防業務支援システム

本システム装置は、発注者が管理し、使用する各種データを電子化、効率化、ペーパーレス化し、各種データベースの共有化により、迅速かつ的確な消防行政の実現を図る事を目的とする。

1 概要

システム構成は、本部に設置するWebサーバをデータベース管理用コンピュータと位置付け、警防及び予防の各部署及び各署所に設置するクライアント(PC端末)からのデータ入力により入力データのオンライン更新が図れるほか、各種集計帳票及び国表帳票等の出力などが可能なこと。

また、自動出動指定装置と連携し、災害受付事案のデータが反映されること。なお、各システムは法令改正に伴う帳票変更に対応するために、基本システムサービスを採用するものとする。

2 ソフト構成

消防業務支援システムで使用する各アプリケーションは、次のとおりとする。

(1) 警防業務

- ア 火災統計システム
- イ 救急統計システム
- ウ 救助統計システム
- エ その他災害システム

(2) 予防業務

- ア 危険物施設管理システム
- イ 防火対象物管理システム

3 ソフト共通仕様

(1) 基本動作環境

ア 消防業務支援サーバは、同じネットワーク内のクライアント端末からWebブラウザを利用して、データ入出力処理を行うWeb型システムとする。クライアント端末には、ブラウザ、Acrobat Readerのみ搭載されていれば動作可能とし、他に特別なソフトをインストールしなくとも、使用が可能であること。

イ 消防業務支援システムで利用される各種マスタデータは、消防OAサーバにて1つのファイルで一括管理とし、クライアント端末で特に設定しなくても使用が可能であること。

ウ 消防業務支援システムネットワーク上に接続されているクライアント端末(ブラウザ、Acrobat Reader搭載)であれば、予めOAシステムを利用するクライアント端末を特定することなく、何れのクライアント端末でもOA業務が可能であること。

エ 将来、消防業務支援システムのバージョンアップ、法改正対応、システム追加を行う際には、消防業務支援サーバに対する変更だけで、クライアント端末への更新作業が発生しない仕組みとすること。

(2) 台帳入力関係

ア 各業務支援システムの台帳入力項目は、必須入力項目、国表集計対象項目の識別ができること。

イ 国表集計にかかわるデータの突合チェックが行え、突合エラーがある場合には、そのエラー内容を文字表示できること。

ウ 消防業務支援システムの台帳入力項目のチェックは、台帳画面遷移時や台帳登録時にまとめて行うのではなく、項目入力する都度チェックし入力間違いが有る場合には、入力操作者

に即座にメッセージ表示にて通知ができること。

エ 各業務支援システムは、台帳入力項目全てを検索対象項目とし、任意の検索項目、検索条件及び並び替え条件等の出力条件を設定し検索が行えること。

オ システムから帳票出力した際には、自動的に結果をクライアント画面に表示し、ワンクリックで自PCに登録されているプリンタに出力できること。

カ 帳票にはパスワードを付与し、印刷結果を表示する際にパスワードを求めることができること。

キ 各業務支援システムには図面、画像、資料等のファイル添付機能を有すること。

(3) システム管理等

ア 各業務支援システムには、ユーザ管理機能を具備し、消防OAシステム管理者が把握できる機能を有すること。

イ 各操作者に割り当てられる利用ID毎に、「台帳入力」、「検索」、「印刷」など、機能別に利用可否を設定できること。

ウ サーバで管理されているデータベースは、個人情報を扱うため、万が一流出した場合にも他者が情報を閲覧できぬよう、データベースの構造を閲覧できないような構造とすること。

エ 将来、クライアントやシステムの増設に柔軟に対応できるよう、各々のソフト構成で示したシステム毎に自由にサーバを分離するなど柔軟な対応ができること。

4 各業務ソフト仕様

(1) 警防業務

ア 火災統計システム

火災事案の統計について、以下の機能を有すること。

- (ア) 指令台事案情報取込
- (イ) 台帳作成、報告書印刷
- (ウ) 国表集計
- (エ) 各種帳票印刷
- (オ) 突合機能
- (カ) 簡易帳票印刷
- (キ) 独自帳票作成・印刷
- (ク) CSV出力
- (ケ) 台帳入力状況
- (コ) 一時保存

イ 救急統計システム

救急事案の統計について、以下の機能を有すること。

- (ア) 指令台事案情報取込
- (イ) 台帳作成、報告書印刷
- (ウ) 国表集計
- (エ) 各種帳票印刷
- (オ) 突合機能
- (カ) 簡易帳票印刷
- (キ) 独自帳票作成・印刷
- (ク) CSV出力
- (ケ) 台帳入力状況
- (コ) 一時保存

ウ 救助統計システム

救助事案の統計について、以下の機能を有すること。

- (ア) 指令台事案情報取込
- (イ) 台帳作成、報告書印刷
- (ウ) 国表集計
- (エ) 各種帳票印刷
- (オ) 突合機能
- (カ) 簡易帳票印刷
- (キ) 独自帳票作成・印刷
- (ク) C S V出力
- (ケ) 台帳入力状況
- (コ) 一時保存

エ その他災害システム

その他災害の統計について、以下の機能を有すること。

- (ア) 台帳作成
- (イ) 各種帳票印刷
- (ウ) 突合機能
- (エ) 簡易帳票印刷
- (オ) 独自帳票作成・印刷
- (カ) C S V出力

(2) 予防業務

ア 危険物施設管理システム

- (ア) 台帳作成
- (イ) 事務処理
- (ウ) 国表集計
- (エ) 各種帳票印刷
- (オ) 突合機能
- (カ) 簡易帳票印刷
- (キ) 独自帳票作成・印刷
- (ク) C S V出力

イ 防火対象物管理システム

- (ア) 台帳作成
- (イ) 事務処理
- (ウ) 国表集計
- (エ) 各種帳票印刷
- (オ) 突合機能
- (カ) 簡易帳票印刷
- (キ) 独自帳票作成・印刷
- (ク) C S V出力

第12 防災無線等集中制御装置

本装置は、管内構成町村が保有する防災無線と指令装置を接続し、火災等の災害が発生した場合に、該当町村の防災無線を緊急一括で自動起動させて一斉放送及び町村内グループ放送ができることとする。サイレン一斉吹鳴後に自動出動指定装置及び音声合成装置と連動して、あらかじめ登録された放送順序で消防団召集及び災害情報等を自動的に放送できること。

1 機能

- (1) 火災放送終了後に火災が誤報と判明した場合又は火災が鎮火した場合は、簡単な操作により、誤報又は鎮火の案内をチャイム及び音声合成音により放送できること。
- (2) 構成町村の防災無線遠隔制御器等は、指令台の万一の障害時には、各々手動で操作し放送ができることとし、操作が容易にできるようにラックに整然と収納し設置すること。

第13 電話交換設備

本装置は、I P - P B X及び多機能電話機等で構成された各署所の内外線電話で、業務を円滑に運営するために設置する電話交換装置である。

1 機能

- (1) 内線電話機の各種サービス機能を十分に取り入れ、円滑で迅速な交換制御が行えること。
- (2) 収容する全ての内線電話機に対し、短縮ダイヤル機能を有すること。
- (3) ダイヤルイン機能を有すること。
- (4) 加入者線の接続及び庁舎内の内線接続が行えること。
- (5) パッケージの追加等により容易に回線の増設が行えること。
- (6) 本装置と各署所間の接続は、V o I Pを用いて内線延長等が行えること。
- (7) ナンバーディスプレイに対応すること。
- (8) 多機能電話機は、次の機能ボタンを有すること。

- ア オンフック
- イ 再ダイヤル/ポーズ
- ウ フッキング
- エ 代理応答
- オ キャンプオン
- カ ミュート
- キ 転送
- ク 保留
- ケ リリース

第14 消防救急デジタル無線システム

消防救急デジタル無線設備は、消防、救急、救助活動において、消防指令センターと活動部隊間及び部隊内等の無線交信を円滑且つ迅速に行うための、最新鋭の無線システムであること。

音声通信のみならず、データ通信機能も備えている最新技術を駆使した高機能・高性能な装置であること。

各種機器は、総務省消防庁が定める「消防救急デジタル無線共通仕様書」に準拠し、緊急消防援助隊と受援消防本部間の無線交信や、消防本部間の連絡機能である指令センター間音声通信など、異メーカーによる相互通信にも対応しているものであること。

本要求水準書構成に記載のない機器については既設流用とするが、特別な事情により更新が必要な場合については、認めることとする。

1 無線回線制御装置

本装置は消防救急デジタル無線システム全体を制御し、指令系装置、基地局無線装置、遠隔制御装置及び陸上移動局における通信を接続するものである。

保守点検が容易な構造とし、将来の基地局増設にも柔軟な対応が図れるよう十分な配慮がなされていること。

- (1) 機能

- ア アプローチ回線接続機能
- イ 指令システム接続機能
- ウ 時刻補正機能
- エ 装置冗長構成対応
- オ データ通信機能
- カ 一斉音声通信機能

2 管理監視制御装置

本装置は無線回線制御装置に接続され、消防救急デジタル無線設備の監視制御及び保守を行う装置であること。

(1) 機能

- ア 監視機能
- イ 制御機能
- ウ 保守機能

3 遠隔制御装置

本装置は無線回線制御装置を介し、発注者の保有する基地局無線装置全チャンネルと接続し、無線交信の集中制御・統制ができること。無線交信は、各移動局との音声通信が行えること。

(1) 機能

- ア 個別発着信機能
- イ 複数装置選択発着信機能
- ウ 全装置選択発着信機能
- エ 通話モニター機能

4 ネットワーク機器

本装置はルーター、L3スイッチ及びL2スイッチ等で構成され発注者の庁舎内部及び中継基地局に設置する各機器を接続できるものであること。

5 基地局無線装置

本装置は、堅牢で省スペース設置が配慮された自立架型で、日常の業務はもとより保守点検についても容易に行える構造であること。主要部は冗長設計が施され、24時間365日の連続運転に耐える性能を有するものであること。本装置は各中継基地局に設置し、活動波1、活動波2、活動波用予備機、主運用波、統制波1・2・3、共通波用予備機の8装置で構成されること。

(1) 機能

- ア 回線制御装置及び遠隔制御装置接続機能
- イ 音声通信及びデータ通信機能
- ウ 現用予備切替機能
- エ 局操切替機能

6 基地局用無線共用器

本設備は、複数の基地局無線装置で用いる複数の空中線を共用するために、空中線－基地局無線装置間に挿入するもので、共用する構成により、共用ユニット、フィルター、アッテネータ、合成器、分配器及びLNA等で構成されるものとする。

7 陸上移動局無線設備

(1) 車載型移動局無線装置

本装置は、消防車両、救急車両等、当本部が指定する各車両に設置され、基地局無線装置を介し、通信指令室等に設置された遠隔制御装置、指令台等と音声通話またはデータ伝送を行うための移動局無線装置である。最新鋭の技術を駆使し、小型化・省電力化が施された高機能・高出力な無線装置であるものとする

(2) 卓上型半固定移動局無線装置

本装置は各署所に設置し、基地局無線装置を介し、通信指令室等に設置された遠隔制御装置及び指令台等と音声通話またはデータ伝送を行うための卓上型半固定移動局無線装置である。最新鋭の技術を駆使し、小型化・省電力化が施された高機能・高出力な無線装置であるものとする。

(3) 携帯型移動局無線装置

本装置は、消防隊員、救急隊員が装備し、基地局無線装置または消防・救急車両に設置された車載型移動局無線装置または携帯型移動局無線装置と移動局間直接通信を行うための、移動局無線装置である。最新鋭の技術を駆使し、小型化・省電力化が施された高機能・高出力な無線装置であるものとする。

第15 駆込み通報用電話

本装置は分署及び出張所に設置され、当該施設に職員が不在の場合、本装置において指令台と直接通話ができ、指令台側では119番受信時と同様に自動出動指定装置と連動して事案が作成できること。

第16 署所監視カメラ

本装置は各署所に設置し、その映像を指令室にて表示できること。

1 機能

- (1) Web方式カメラとし、広範囲を撮影できること。また、ズーム等の遠隔制御ができること。
- (2) 撮影した映像は指令室に設置するディスプレイに複数のカメラ映像を分割表示し、必要に応じていずれか1箇所の映像を拡大表示できること。
- (3) 指令室に設置するモニタの映像を、必要に応じて多目的情報表示盤に表示できること。

2 機器構成

No.	品名	数量	備考
1	監視カメラ	4式	屋外対応型
2	映像制御装置	1式	指令室設置
3	ディスプレイ	1式	指令室設置

第17 予備品・付属品

1 以下の内容について、手配、納入すること。

No.	品名	数量	備考
1	拡張台	2台	
2	指令台用椅子	4脚	
3	事務机、椅子	2式	
4	書棚	1式	
5	G3FAX	1式	119番受付用
6	交換用送受器（指令台用）	8個	
7	119番回線予備基盤	1式	
8	オーバースライダー	1式	知夫
9	基地局用エアコン	4式	2台構成/局
10	消耗品	1式	ヒューズ・ハイトランプ・リレー
11	DVD-RAM	10枚	

12	カラートナー	2式	地図検索プリンタ用
13	プリンタトナー	1式	各プリンタ台数分
14	プリンタ用紙	1式	各プリンタ台数分
15	パンフレット	1,000部	

第4章 業務付帯仕様

第1 適用範囲

本要求水準はシステムの据付配線作業等に適用するものであるが、構築周辺機器の設置・収納器材の配置に至るまで、全て発注者の承諾を得ること。

第2 業務範囲

本要求水準の業務範囲は次のとおりとする。

- 1 納入機器の機器据付及び既設機器移設
- 2 納入機器に要する電源線・接地線等の配線接続作業
- 3 機器相互間のケーブル布設接続作業
- 4 試験及び上記各項関連作業

第3 適用規格

本要求水準の適用規格及び法令は次のとおりとする。

- 1 日本産業規格（J I S）
- 2 日本電気工業会標準規格（J E M）
- 3 日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- 4 電波法
- 5 電気通信設備技術基準
- 6 日本電信電話株式会社標準工法
- 7 その他関係法令・規格等

第4 作業

各種作業の進め方は次のとおりとする。

- 1 作業については、住民の生命財産を守る重要な消防通信業務の円滑を図り常に機能を維持するため、耐風、耐水、耐震及び耐久性に十分配慮して実施すること。
- 2 本要求水準書に記載されていない事項は、発注者と協議して実施すること。

第5 保護及び危険防止等

- 1 本事業に際して建物機器及び配線等に損傷を与えないよう適切な保護及び養生を行うこと。万一、損傷を与えた場合は、発注者の指示に従って速やかに復旧させること。
- 2 本事業に際して危険のおそれがある箇所には、作業員が安全に就業できるように適切な危険防止設備を設けること。万一、事故が発生した場合は、速やかに適切な応急処置を行うとともに直ちに発注者に報告し指示を受けること。なお、この処置については、受注者の責任において処理をすること。

第6 仮設及び移設

- 1 本事業に際して、既設の設備が配置上支障となる場合は、発注者と協議のうえ、適当な場所に仮設または移設をすること。
- 2 仮設及び移設に伴う設備の運用停止期間は、発注者と協議のうえ速やかに処置すること。
- 3 仮設及び移設に必要な費用は、受注者の負担とすること。
- 4 移設装置は、別途指示するとともにラック等にて収納すること。

第7 屋内作業

- 1 機器、装置架等の床部、壁等への固定は、原則としてホールインアンカー等の固定したボルトにより強固に行うこと。
- 2 本事業に際して、騒音及び振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ発注者に申し出てその承認を得ること。

第8 屋外作業

- 1 本事業に際して、配管・配線・範囲及び方法等については、あらかじめ発注者に申し出てその承認を得ること。
- 2 柱上等の高所作業は、適切な危険防止策をとり、十分な安全管理の上実施すること。
- 3 空中線取付作業については、原則として既存と同じ位置に取り付けるものとするが、詳細については別途指示する。

第9 機器据付

- 1 本事業の機器配置は、発注者と協議して決定すること。
- 2 機器の据付けは、耐震を十分考慮して堅牢強固に行うこと。
- 3 機器の床据付けには、架台を使用し清掃用具等による損傷及び漏水を防ぐように配慮すること。

第10 配線作業

- 1 配線は、他の電源線・空調用電線等による影響を受けないように配慮すること。
- 2 屋外での接栓接続部は、振動等により接続不良を生じないよう確実に施工し完全な防水処理をすること。
- 3 建物内への配線の引き込みについては、防水処置及び水切りを十分に配慮すること。
- 4 各種ケーブルの端末部には、端子名等を明記した銘板をつけること。
- 5 各種ケーブルは、合成樹脂管・金属管及びフロアダクト等の内部では接続しないこと。

第11 撤去作業

- 1 既設設備の撤去時期及び撤去後の処理については、発注者の指示により行うこと。
- 2 不用機等の処理については、発注者の指示により行うこと。

第12 構築期間中の運用影響

構築期間中における、新旧システム併設期間の業務運用への影響については極力職員の業務負担の軽減を考慮すること。詳細は提案により評価する。

第13 報告及び記録

事業の進捗、天候等の状況を示す日報及び作業毎の要点を撮影した進行管理写真を提出すること。

第5章 保 守

第1 適用範囲

本要求水準は、本システムの正常かつ円滑な稼働を常時保持するため、保守業務を行うその受託者が実施する際の諸要件について定めたものである。

第2 基本事項

- 1 保守については、本システムが正常かつ円滑に稼働できるよう、使用部品等の確保及び機能維持を図るための万全な保守体制をとること。
- 2 障害発生時には、速やかに専門技術者を派遣すること。なお、発注者に担当者名及び連絡先を届けること。
- 3 リモートメンテナンスが可能なこと。
- 4 保障期間後は保守契約を締結するものとし、契約内容及び契約時期は別途指示する。

第3 要件

- 1 受付時間 指令系無線系：24時間365日 指令系無線系以外：平日9:00～17:00まで
- 2 受付窓口 電話、メール
- 3 保守点検 納入全装置について定期点検を年1回実施
- 4 緊急障害時における修理技術料および10,000円までの部品等費用を含む

第6章 検 査

第1 検査

- 1 装置の据え付け・配線・調整試験等の完了後は、発注者の検査を受けるものとする。
- 2 発注者の検査において関係法令等の不合格又は本仕様書あるいは指示どおり完成していないときは、再検査を受けるものとする。